

練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成金要領

平成19年3月28日

18練都建第783号

(趣旨)

第1条 この要領は、練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成要綱（以下「助成要綱」という。）に基づき、助成金について必要な事項を定めるものとするものとする。

(耐震診断の経費および耐震改修工事の実施設計の経費に係る助成金の額)

- 第2条 助成要綱第4条第1項第1号に規定する耐震診断の経費に係る助成金の額は、
- 1棟につき、耐震診断の経費の3分の2に相当する額で8万円を限度とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。
 - 2 助成要綱第4条第1項第2号に規定する耐震改修工事の実施設計の経費に係る助成金の額は、1棟につき、耐震改修工事の実施設計の経費の3分の2に相当する額で22万円を限度とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。
 - 3 第1項に規定する助成金と前項に規定する助成金を同時に申し込む場合の助成金の額は、1棟につき、耐震診断の経費と耐震改修工事の実施設計の経費の合計額の3分の2に相当する額で30万円を限度とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。

(耐震改修工事の経費に係る助成金の額)

- 第3条 助成要綱第4条第1項第3号に規定する耐震改修工事の経費に係る助成金の額は、
- 1棟につき、耐震改修工事の経費の3分の2に相当する額で100万円を限度とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する助成金の交付を受けようとする者の世帯全員の所得の合計が、別表に示す額の範囲内である場合の助成金の額は、1棟につき、耐震改修工事経費の5分の4に相当する額で120万円を限度とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。
 - 3 前項に規定する助成金の交付を受けようとする者は、助成要綱第10条に規定する交付申請時に、世帯全員の所得が確認できる書類を提出しなければならない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、助成対象となる住宅が、助成要綱第5条第5項の規定に該当する住宅である場合の助成金の額は、1棟につき、耐震改修工事経費の5分の4に相当する額で120万円を限度とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。
- 5 前項に規定する助成金の交付を受けようとする者は、助成要綱第10条に規定する交付申請時に、いずれかの部分の高さが、当該部分から啓開34路線の境界線までの水平距離に、啓開34路線の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超えていることが確認できる書類を提出しなければならない。

(除却工事に係る助成金の額)

第4条 助成要綱第4条第2項に規定する除却工事の経費に係る助成金の額は、除却工事の経費の3分の2に相当する額で、延べ床面積（㎡単位）に12,000円を乗じて得られる金額の3分の2に相当する額（その金額が100万円を超えるときは100万円）を限度とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月1日19練都建第10789号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日20練都建第1523号）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月10日21練都建第1398号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

家族人数	所得基準	家族人数	所得基準
1人	0～3,216,000円	5人	0～4,736,000円
2人	0～3,596,000円	6人	0～5,116,000円
3人	0～3,976,000円	7人	0～5,496,000円
4人	0～4,356,000円	以下、1人増すごとに380,000円を加算	

表中の金額は、「給与所得の方は給与所得控除後の金額」「事業等所得の方は必要経費を差し引いた後の金額」「公的年金を受けている方は公的年金等控除を差し引いた金額」

※世帯全員の所得を確認できる書類を提出すること。